

立川市第3次学校教育振興基本計画(素案)の概要

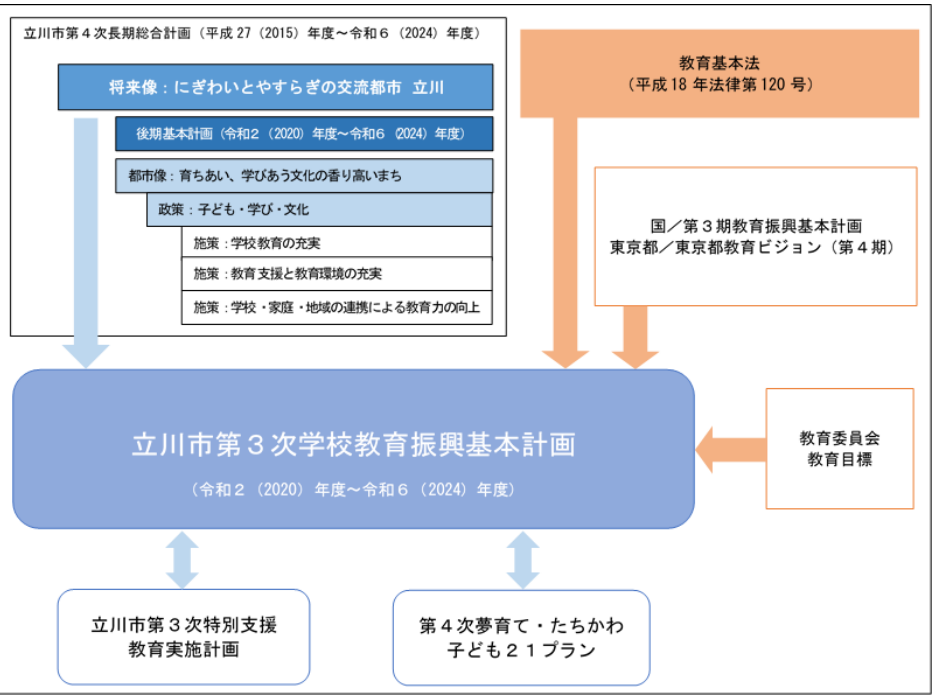
第1章 はじめに P2～3

第1章では計画の目的、計画策定の経緯、他計画との関係、計画期間について記載しています。

■計画の目的

教育基本法第17条第2項に規定する「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するとともに、立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定め、それを実現するための基本施策や取組項目を示す計画として策定しました。

■計画の関係図



■計画期間

立川市第4次長期総合計画・後期基本計画の計画期間と整合を図り、令和2(2020)年度を初年度とする5年間を計画期間とします。

H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
第4次基本構想 (平成27(2015)年度～令和6(2024)年度)									
前期基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度					後期基本計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度				
立川市第2次学校教育振興基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度					立川市第3次学校教育振興基本計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度				

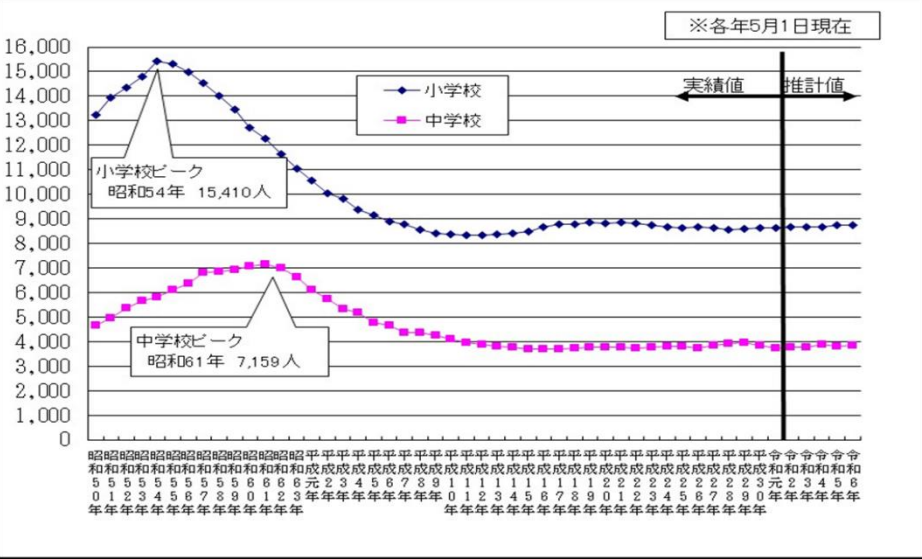
第2章 計画策定にあたって P4～22

第2章では国の動き、東京都の動き、立川市の学校教育を取り巻く状況、立川市第2次学校教育振興基本計画の達成状況について記載しています。

■国・東京都の動き

- 教育基本法の改正
- 学習指導要領等の改訂
- 第3期教育振興基本計画の策定
- 教育再生実行会議の動向
- 中央教育審議会の動向
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
- いじめに関する法整備について
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定
- 東京都教育ビジョン（第4次）の策定【東京都】

■児童・生徒数の推移



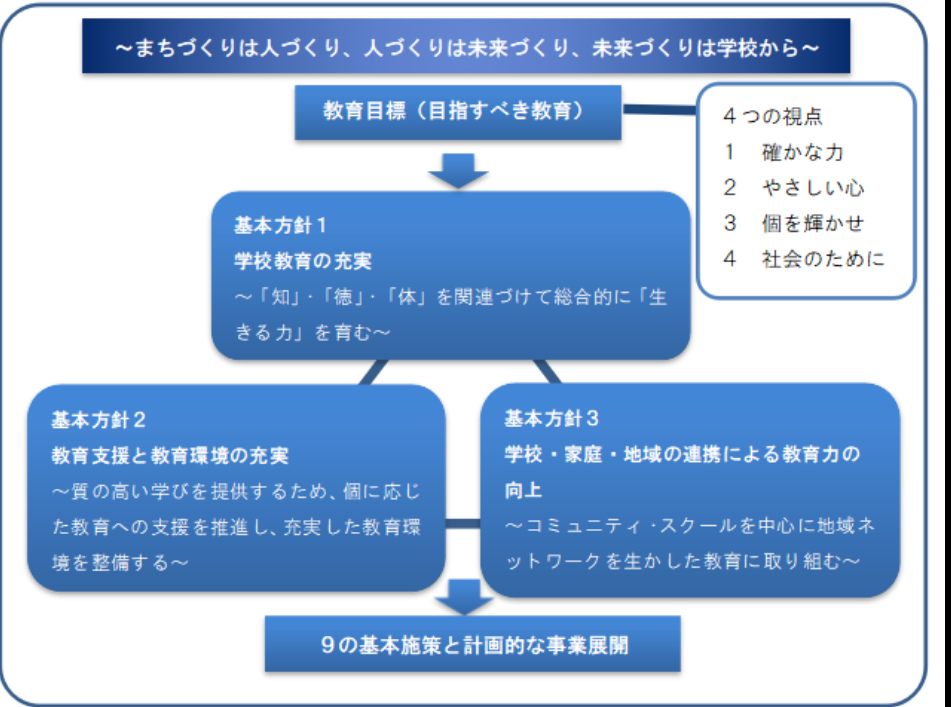
■立川市第2次学校教育振興基本計画の達成状況

- 基本方針1「学校教育の充実」
取組指標 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果での達成率 等
- 基本方針2「教育支援と教育環境の充実」
取組指標 就学支援シートの提出数 等
- 基本方針3「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」
取組指標 学校評価（保護者アンケート）で、学校と保護者・地域の連携について肯定的な回答をした割合 等

第3章 計画の体系 P23～27

第3章では計画の方向性、計画の基本方針、計画の体系図を記載しています。

■計画の体系図



＜基本方針1＞	＜基本施策＞
学校教育の充実	①学力の向上
	②豊かな心を育む教育の推進
	③体力の向上と健康づくりの促進
＜基本方針2＞	＜基本施策＞
教育支援と教育環境の充実	④特別支援教育の推進
	⑤学校運営の充実
	⑥教育環境の充実
＜基本方針3＞	＜基本施策＞
学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	⑦ネットワーク型の学校経営システムの構築
	⑧幼保小中連携の推進
	⑨児童・生徒の安全・安心の確保

基本方針1 学校教育の充実

■基本施策1 学力の向上

児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る教育を推進します。生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、それらを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を育てるために、教員の授業力の向上及び学びの質を高める事業を展開します。

- 施策の展開**
- 1 教育力の向上
 - 2 児童・生徒の学力向上

■基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進

児童・生徒の規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進します。各学校の特色を生かした教育活動や体験活動の推進、読書活動の充実を図り、豊かな心を育てる事業を展開します。

- 施策の展開**
- 1 いじめ未然防止
 - 2 学校行事・体験的活動の充実
 - 3 読書活動

■基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進

生涯にわたって、豊かなスポーツライフを実現し、健康を保持増進するために、運動をするための体力、健康に生活するための体力を高める事業を展開します。

また、児童・生徒が「食」の大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、健全な心とからだを培う事業を展開します。

- 施策の展開**
- 1 児童・生徒の体力向上
 - 2 健康な体づくり
 - 3 健康の保持増進



基本方針2 教育支援と教育環境の充実

■基本施策4 特別支援教育の推進

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

「立川市第3次特別支援教育実施計画」に基づき、体系的・計画的な取組を進めます。

- 施策の展開**
- 1 早期連携・早期支援の充実
 - 2 学校における指導体制・指導内容の充実
 - 3 学校における特別支援体教育の取組への支援
 - 4 関係機関との連携
 - 5 特別支援教育の理解啓発



■基本施策5 学校運営の充実

児童・生徒の健やかな成長を図るために、学校運営の充実に向けた支援を行うとともに、児童・生徒及び保護者の相談や支援を行います。また、教員が教育活動に、より専念できる環境づくりを支援していきます。

- 施策の展開**
- 1 学校への適切な支援
 - 2 学校業務の効率化

■基本施策6 教育環境の充実

児童・生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるように、教育環境の整備を進めます。また教員の負担を減らして児童・生徒に向き合う時間を確保するための統合型校務支援システムの導入を目指します。

- 施策の展開**
- 1 学校施設
 - 2 ICT環境の充実

基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

■基本施策7 ネットワーク型の学校経営システムの構築

地域や社会の状況を視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、地域の人的・物的資源を活用し、学校・家庭・地域が連携した教育を推進します。また、より一層のネットワーク型学校経営システムの構築を図り、児童・生徒がまちに主体的に関わり、まちに貢献しようとする意欲を高める事業を展開します。

- 施策の展開**
- 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進
 - 2 立川市民科の充実
 - 3 情報発信

■基本施策8 幼保小中連携の推進

子どもたちの発達や学びの連続性を保障するために、幼保小連携、小中連携による教育活動を推進します。各学校・園が連携体制や相互交流等を充実し、円滑な接続を図る事業を展開します。

- 施策の展開**
- 1 小中連携
 - 2 幼保小連携

■基本施策9 児童・生徒の安全・安心の確保

児童・生徒の登下校の安全確保のため、交通事故、災害、不審者等に対する安全教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した安全対策の取組を行い、児童・生徒が安全で安心して生活を送ることができる環境づくりに努めます。

- 施策の展開**
- 1 安全教育に関する活動の支援



第5章 計画の推進にあたって P59～60

第5章では市長部局との連携・協力、関係者との連携・協力、新たに検討や対策が必要となる事項への対応、計画の進捗管理について記載しています。